

クラブ員各位

特定非営利活動法人
新宮ライフセービングクラブ
理事長 田原 幸佑

夏季新宮海岸パトロール交通費弁償の試験的運用について（通知）

当法人では、これまで自ら交通費を負担しつつ、夏季新宮海岸パトロールを実施して参りました。

しかし昨年より新宮町から行政委託を受託する運びとなり、運営収支の目途がついてきたことから、本年は下記の通り、夏季新宮海岸パトロールにおける交通費弁償を試験的に行います。少しでも金銭的な個人負担を軽減できれば幸いです。

記

1. 交通費

- ① 当法人会員に対して、試験的に日額 1,000 円 を交通費弁償すること。
- ② 当該交通費弁償は、当法人会員にのみ弁償するものであり、他クラブやその他のボランティアの参加者には支給しないものであること。
- ③ 遅刻や早退等による時間限定参加者については、その参加者の活動開始から活動終了まで4時間以上、パトロール活動へ参加した者において交通費を弁償すること。
- ④ 天候不良等でパトロールキャプテンの判断により4時間未満で解散した場合等については、交通費を弁償すること。パトロール活動開始前（集合前）に中止した場合については、交通費の弁償はしないこと。
- ⑤ 交通費弁償であることから、公務員等においても受領が可能であること。

2. 申告

- ① 受領しない自由も確保する観点から、事前申告制とすること。
- ② 別紙「交通費申告書」を令和4年7月3日までに、事務局 (info@shingu-lifesavingclub.org) へメール送信すること。データ形式 (.doc .pdf .jpg など) は問わないものであること。
- ③ 上記期限までに申告がない場合は、交通費の弁償を受領しない旨の意思とすること。
- ④ 申告期限を過ぎて当法人会員となり当年に新宮海岸パトロールへ参加する際は、特例として、初めてパトロールに参加する前日までに当該申告を完了すれば、以後の交通費弁償を行うこと。
- ⑤ 各個人の交通費は、夏季パトロール終了後にそれぞれ合計金額を通知し、行政委託費受領後に遅滞なく、申告のあった各自の口座へ一括振込する予定であること。その際の振込手数料は、当法人が負担すること。

3. その他

- ① 本件は、今年の夏季新宮海岸パトロールのみ交通費の弁償を行うものであり、他の当法人事業とは無関係であること。
- ② 運営状況を考慮して、金額増減や弁償対象者の見直しをしていく見込みであること。
- ③ 参考：国家公務員倫理規程論点整理・事例集（令和2年新装版）参考事例 8(2)-②(P87)

以上

2022年 交通費申告書

氏名	新宮 太郎
金融機関	新宮銀行
支店	本店
種別	普通・当座
口座番号	0123456
口座名義	シングウ タロウ

私は、特定非営利活動法人新宮ライフセービングクラブから、上記口座へ、夏季パトロールにおける交通費の弁償を受領いたします。

2022年 交通費申告書

氏名	
金融機関	
支店	
種別	
口座番号	
口座名義	

私は、特定非営利活動法人新宮ライフセービングクラブから、上記口座へ、夏季パトロールにおける交通費の弁償を受領いたします。